

求められる量から質への転換

使用者委員 水淵大作

昨年9月15日に九州地区労働委員会使用者委員研修会と同懇親会に出席し、その翌日のことだった。何か変だ。度の合わないメガネを掛けたように物がぼやけて見える。メガネが汚れているのだろうと思い、拭いてみる。だが何度拭いても変わらない。今度は、右目を隠し左目で見てみる。よく見える。次に右目で見た。「ナンジャコリャ！」まるで擦りガラスを通したかのようにぼやけて見える。どうやら以前から健康診断時に指摘されていた白内障か、緑内障が発症したようだ。そこで、連休明けの21日に眼科に行く。結果、両目共白内障、更に左目に緑内障の疑いがあるとの診断。その日のうちに10月1日が右目、8日に左目を通いで手術し、その後通院しながら緑内障の治療を行うことが決まった。3年程前から「要精密検査」の診断を受けながら放ったらかしにしていた罰が来たようだ。そして、10月に入り両眼の手術を受け、4ヶ月経た今も通院しながら治療を続けている。ところで、手術は約15分で終わるのでそれ程でもない。むしろその前後が大変だ。前日は、入浴、洗髪が必須。何せ術後1日目は、シャワー・入浴、洗顔、洗髪は全て不可。2日目に首下シャワー可。5日目で目を閉じての洗顔、アイパッチ装用で洗髪、髭剃りが可（電動不可）。温泉、浴槽に湯をはっての入浴、電動髭剃り、パーマ、カット、化粧は術後1ヶ月間禁止である。結構辛いのだが、新型コロナ感染防止で、室内外共マスクを着用するので、髭が伸びていても普通に外出でき、会合にも出席できた。コロナ禍でなければこうはいかなかっただろう。

マスクといえば3月13日以降その着用が個人の判断に委ねられる事となる。厚労省のお知らせに「本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします」とある一方、但書で「事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります」ともある。結局は、訪れる施設によっては、マスク着用が求められるということだ。新型コロナ禍も丸3年、徐々にウィズ・アフターコロナに移行していく。ただし、気になることもある。緊急事態やまん延防止等の間に休職や辞めた人が、元の職場に返って来ないとよく聞く。だから、設備をフル稼働させたくても人手不足でできない。例えば、ホテルでの宴会、8名掛けの円卓に5名掛け、故に3分の2の配膳スタッフで賄っている。だが、ドリンクまでもスタッフが受注し持ってくる。大変だ。客同士のお酌解禁やドリンクはセルフサービスにしないとスタッフがもたない。ウィズ・アフターコロナに以前のようなフルサービスを求めることはできない。サービスも量から質へ変わっていく？そんな気がする。